

○国土交通省告示第五百七十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十年五月十二日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道274号改築工事（徹別道路・北海道釧路市阿寒町オリヨマップ地内から同市阿寒町ニニシベツ原野四〇線地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 北海道釧路市阿寒町オリヨマップ及びニニシベツ原野四〇線地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

### 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道釧路市阿寒町徹別原野三四線地内から同市阿寒町ニニシベツ原野地内までの延長10.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道274号改築工事（徹別道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

### 2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

一般国道274号（以下「本路線」という。）は、札幌市を起点とし、夕張市、北海道沙流郡日高町、同道河東郡士幌町、同道中川郡本別町、同道白糠郡白糠町、釧路

市等を経て同道川上郡標茶町に至る延長318.1kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する釧路支庁管内の内陸部は、恵まれた草地地帯を生かした生乳等の酪農業を始めとする畜産業といった第一次産業が盛んな地域であり、また、阿寒湖、屈斜路湖、摩周湖、雌阿寒岳及び雄阿寒岳を有する阿寒国立公園や、釧路湿原国立公園などの観光資源を活かした観光産業も盛んな地域である。本路線は、主要幹線道路として、地域住民の日常生活及び経済活動における利用はもとより、物流輸送経路や観光路線等の役割を担うべきところであるが、本件区間の整備がなされていないため、釧路支庁管内を横断する自動車交通は、一般国道241号及び一般国道240号を利用している状況にある。しかしながら、一般国道241号の一部区間は、特殊通行規制区間に指定されており、落石及び雪崩のおそれがある場合には通行規制がなされ、また、一般国道240号の釧路市阿寒町ピリカネツプ地内の区間は、雌阿寒岳の噴火時における火砕サージの危険区域内を通過し、噴火時には通行規制がなされる。一般国道241号又は一般国道240号が通行規制されると、有効な代替路線がないことから大きく迂回を強いられることになるため、代替道路の確保が求められているところである。

また、釧路市阿寒町と阿寒郡鶴居村を行き来する本件区間沿線の自動車交通は、幅員が狭小かつ急勾配及び急カーブ区間が存する町道を利用して迂回せざるを得ない状況にあり、安全な交通に支障を来している状況である。

本件事業の完成により、釧路支庁管内において、あらたな幹線道路が整備され、災害時においても安全かつ確実な交通を確保し、沿道地域住民の日常生活、経済活動及び観光活動を支え、地域経済の発展に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成19年10月に同法等に準じて、環境影響評価を実施したところ、大気質、騒音及び振動に関して、環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

## (2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるタンチョウ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカが確認されている。タンチョウについては、本件事業に係る沿道の一部が生息環境に適さなくなる可能性があるものの、本種の営巣地は本件事業の既に供用を開始している区間の周辺に所在しており、生息環境は現状どおり保全されるため、本件事業による影響は軽微であること、オオタカについては、本件事業の周辺区域において、幼鳥が確認されており、本件事業に係る沿道の一部が生息環境に適さなくなる可能性があるものの、本件事業の周辺区域に生息及び繁殖に適している沢地が広域に分布しており、大部分の生息環境は現状どおり保全されるため、本件事業による影響は軽微であることなどから、動植物に与

える影響は軽微であると認められる。また、環境省レッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているニホンザリガニが確認されたが、本件事業により生息する河川の一部が生息環境に適さなくなる可能性があるものの、河川の上流域には生息に適した同様の環境が広がっているため、影響は軽微であると認められる。さらに、起業者は、事後調査としてモニタリング調査を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### **(3) 事業計画の合理性**

本件事業は、災害時におけるあらたな幹線道路の確保を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第3級の規格に基づき、2車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートは、起業者において既存道路活用案（以下「申請案」という。）のほか、既存道路を活用し一部トンネルで通過するトンネル施工案及び申請案の西側山岳地帯を通過する山側短絡案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は、施行期間が最も短く、事業費が最も廉価であり経済性に優れることに加えて、トンネル施工案と比較すると、取得必要面積は多くなるものの、トンネル構造物を回避した線形であることから、施工が容易であること、山側短絡案と比較すると、申請案は、用地取得必要面積が少なく、土地の改変が小さいことなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## **4 法第20条第4号の要件への適合性**

### **(1) 事業を早期に施行する必要性**

3(1)で述べたように、釧路支庁管内の内陸部を横断する幹線道路は、本路線が本件区間において整備がなされていないため、災害時に通行規制となる一般国道241号及び一般国道240号しかなく、また、本件区間を迂回するには、幅員が狭小かつ急勾配及び急カーブである町道を利用せざるを得ないことから、できるだけ早期に災害時の代替道路としての機能を有する幹線道路の整備を図る必要があると認めら

れる。

また、本路線沿道周辺の市町村の長等からなる北海道釧路地方総合開発促進期成会等より本件事業の早期完成に強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

## **(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性**

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## **5 結論**

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 北海道釧路市役所